



医療制度改革関連法案により 日本の医療が大きく変わります。

日本では、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度が実現され、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかし、急速な少子高齢化や経済の低成長など、大きな環境変化に直面しており、政府は「医療制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務である」として、現在、医療費を抑えることを主な目的に「医療制度改革関連法案」を国会に提出しています。

この法案が成立すれば、国が負担する医療費の伸びが平成37(2025)年度に56兆円(厚生労働省の推計)から48兆円に抑制(対GDP比:77%から67%へ)されると予測されていますが、医療の質が

低下しないのか、これまで通り病気になる時には、誰でも少ない費用で受診できるのか等が心配されています。

今号では、政府の医療制度改革案の概要をご紹介しますとともに、日本の医療の現状を示すデータをご紹介します。これからの日本の社会保障制度や私たちの健康や命に深く関わる重要なことですので、よりよい制度となるようみなで考えましょう。



日本の医療の評価

健康達成度は世界1位

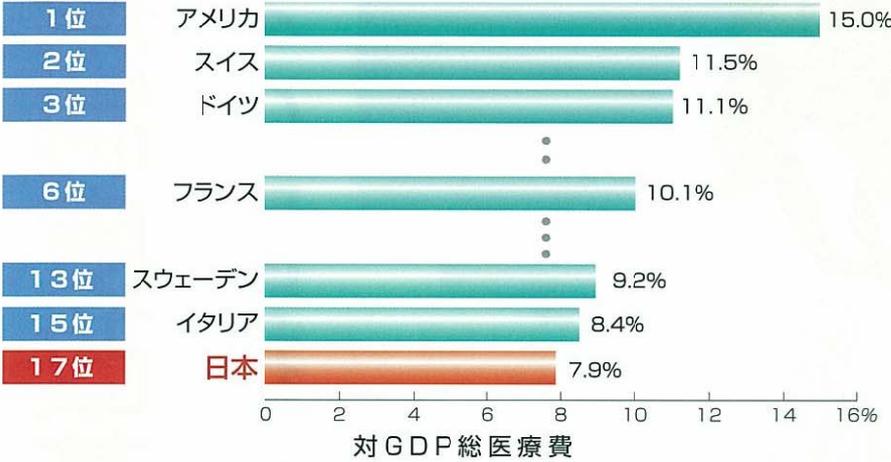
世界保健機構（WHO）が発表する健康達成度の各国比較では、日本人の健康寿命は世界一、健康達成度の総合評価も世界一です。また、日本人の平均寿命は世界一長く、乳幼児死亡率は世界一低くなっています。

	健康達成度 (WHO) 健康寿命 2002年	乳幼児死亡率 (出生千人対) OECD 2002年	平均寿命 (WHO) 2002年	
			男	女
日本	1位	3.0人	78.4歳	85.3歳
スウェーデン	3位	2.8人	78.0歳	82.6歳
イタリア	7位	4.7人	76.8歳	85.2歳
フランス	11位	4.2人	76.0歳	83.6歳
ドイツ	14位	4.3人	75.6歳	81.6歳
イギリス	24位	5.3人	75.8歳	80.5歳
アメリカ	29位	6.8人	74.6歳	79.8歳

日本の医療費

総医療費割合は、先進国中17位

国内総生産（GDP・アメリカに次いで世界第2位）に対する総医療費の割合を国際的に比較すると、日本は17位で、先進諸国と比較して日本の医療費が高いという訳ではありません。



厚生労働省の医療費の将来予測

高い医療費予測と低い医療費の現実

国では医療費の将来予測を算出し、それに基づいて医療制度改革を推進しています。しかし、予測値と実際の医療費には大きな差があります。また、その予測値も年々下方修正されています。

		2000年	2004年	2010年	2025年	
厚生労働省の将来予測	1995年の予想	38兆	50兆	68兆	141兆	
	1997年の予想	—	—	—	104兆	
	2000年の予想	—	—	—	81兆	
	2002年の予想	—	—	—	70兆	
	2005年の予想	—	—	41兆	69兆	
	2006年の予想	改革実施	—	—	31.2兆	48兆
		改革未実施	—	—	33.2兆	56兆
実際の国民医療費		30.4兆	32.1兆	?	?	

負担割合の推移

国民の負担は増大、事業主の負担は減少

日本の国民医療費の財源は、公的負担（国と地方の税金）、保険料（事業主負担と加入者負担）、患者負担（受診時の一部負担金）で構成されています。患者負担増加がみられます。



医療制度改革法案の主な内容

政府は、2月10日に医療制度改革関連法案を閣議決定し、今通常国会に提出しています。
関連法案は「健康保険法」「医療法」「老人保健法」「介護保険法」の一部改正案などで、

- ◆医療費適正化の総合的な推進
- ◆患者等への医療に関する情報提供の推進
- ◆新たな高齢者医療制度の創設
- ◆地域や診療科による医師不足問題への対応
- ◆保険者の再編・統合
- ◆医療安全の確保

等が盛り込まれており、日本の医療制度は大きく変わろうとしています。
今号では、この改革案のなかから、皆様の関心が高いと思われる部分をご紹介します。

健康保険法等の一部改正

- 現役並みの所得がある高齢者(70歳以上)の患者負担が2割から3割へ引き上げられます。【H18.10～】
※現役並み所得者…夫婦で年収621万円以上の世帯。単身の場合は484万円以上。2008年8月からは夫婦で年収520万円以上、単身なら380万円以上の人。
- 70歳から74歳までの高齢者の患者負担が、1割から2割に引き上げられます(低所得者は自己負担限度額を据え置き)。【H20.4～】
- 療養病床に入院する高齢者(70歳以上)の食費・居住費が自己負担化されます。【H18.10～】

現行	⇒	見直し
食材料費相当(2.4万円)を負担		食費(食材料費及び調理コスト相当)4.2万円を負担

※低所得者については軽減措置があります。

- 患者さんの医療費の自己負担に上限を設ける“高額療養費制度*”における「自己負担限度額」が見直され、限度額が引き上げられます。【H18.10～】

*高額療養費制度…重い病気やケガなどによる高額手術や長期入院、治療が長期にわたるときに患者負担を軽減する仕組みで、自己負担限度額を超えた場合、超過分が患者さんに払い戻されることになります。

主な例

■70歳未満

- ①高額所得者(夫婦で月収53万円以上)の場合:現在の自己負担限度額13万9800円が15万円に引き上げられます。
- ②一般所得者の場合:現在の自己負担限度額7万2,300円が8万100円に引き上げられます。
- ③低所得者(住民税非課税世帯)の場合:据え置き

■70歳以上の1カ月の医療費

- ①現役並み所得者の場合:現在の自己負担限度額・7万2,300円が8万100円に引き上げられます。
- ②一般所得者の場合:現在の自己負担限度額4万200円が4万4400円に、また平成20年4月からは74歳までは6万2,100円に引き上げられます。
- ③低所得者の場合:据え置き



- 乳幼児に対する患者負担軽減(2割負担)の対象年齢が3歳未満から義務教育就学前までに拡大されます。【H20.4～】

- 後期高齢者(75歳以上)を対象とした新たな医療制度が創設されます。【H20.4～】

財源は後期高齢者の保険料(1割)、現役世代(国保・被用者保険)からの支援(約4割)、公費(約5割)となります。